

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																																										
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(423)の5 -略-</p> <p>(423)の6 長期優 <u>長期優良</u> 次の表の良住宅の普及の促 <u>住宅建築</u> 左欄に掲進に関する法律 <u>等計画認</u> げる区分(平成20年法律第 <u>定申請手</u> に応じ、そ87号) 第5条第1 <u>数料</u> れぞれ同項から第5項まで 表の右欄の規定に <u>基づく長</u> に定める <u>期優良住宅建築等</u> 額 <u>計画の認定の申請</u> に対する審査</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(423)の5 -略-</p> <p>(423)の6 長期優 <u>長期優良</u> 次の表の良住宅の普及の促 <u>住宅建築</u> 左欄に掲進に関する法律 <u>等計画等</u> げる区分(平成20年法律第 <u>認定申請</u> に応じ、そ87号) 第5条第1 <u>手数料</u> れぞれ同項から第5項まで 表の右欄の規定に <u>基づく長</u> に定める <u>期優良住宅建築等</u> 額 <u>計画の認定の申請</u> 又は同条第6項若しくは第7項の規定に <u>基づく長期優良住宅維持保全計</u> 画の認定の申請に対する審査</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ及びロ -略-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ及びロ -略-		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ及びロ -略-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 長 <u>確認書</u> 戸数が1戸のもの</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> <tr> <td>期優 <u>又は住</u> 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>良住 <u>宅性能</u> 戸数が1戸を超え</td> <td style="text-align: right;">34,000</td> </tr> <tr> <td>宅維 <u>評価書</u> 5戸以内のもの</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>持保 <u>の交付</u> 戸数が5戸を超え</td> <td style="text-align: right;">56,000</td> </tr> <tr> <td>全計 <u>を受け</u> 10戸以内のもの</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>画の <u>ている</u> 戸数が10戸を超え</td> <td style="text-align: right;">93,000</td> </tr> <tr> <td>認定 <u>場合</u> 25戸以内のもの</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>の申 <u>に</u> 戸数が25戸を超え</td> <td style="text-align: right;">149,000</td> </tr> <tr> <td>請に <u>に</u> 50戸以内のもの</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>対す <u>る</u> 戸数が50戸を超え</td> <td style="text-align: right;">227,000</td> </tr> <tr> <td>る審 <u>査</u> 100戸以内のもの</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>査</td> <td style="text-align: right;">戸数が100戸を超え</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">387,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">戸数が100戸を超え</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">200戸以内のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ及びロ -略-		ハ 長 <u>確認書</u> 戸数が1戸のもの	18,000	期優 <u>又は住</u> 円		良住 <u>宅性能</u> 戸数が1戸を超え	34,000	宅維 <u>評価書</u> 5戸以内のもの	円	持保 <u>の交付</u> 戸数が5戸を超え	56,000	全計 <u>を受け</u> 10戸以内のもの	円	画の <u>ている</u> 戸数が10戸を超え	93,000	認定 <u>場合</u> 25戸以内のもの	円	の申 <u>に</u> 戸数が25戸を超え	149,000	請に <u>に</u> 50戸以内のもの	0円	対す <u>る</u> 戸数が50戸を超え	227,000	る審 <u>査</u> 100戸以内のもの	0円	査	戸数が100戸を超え		387,000		戸数が100戸を超え		200戸以内のもの		0円
区分	金額																																										
イ及びロ -略-																																											
区分	金額																																										
イ及びロ -略-																																											
ハ 長 <u>確認書</u> 戸数が1戸のもの	18,000																																										
期優 <u>又は住</u> 円																																											
良住 <u>宅性能</u> 戸数が1戸を超え	34,000																																										
宅維 <u>評価書</u> 5戸以内のもの	円																																										
持保 <u>の交付</u> 戸数が5戸を超え	56,000																																										
全計 <u>を受け</u> 10戸以内のもの	円																																										
画の <u>ている</u> 戸数が10戸を超え	93,000																																										
認定 <u>場合</u> 25戸以内のもの	円																																										
の申 <u>に</u> 戸数が25戸を超え	149,000																																										
請に <u>に</u> 50戸以内のもの	0円																																										
対す <u>る</u> 戸数が50戸を超え	227,000																																										
る審 <u>査</u> 100戸以内のもの	0円																																										
査	戸数が100戸を超え																																										
	387,000																																										
	戸数が100戸を超え																																										
	200戸以内のもの																																										
	0円																																										

備考 一略一

(423)の7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ及びロ 一略一	

	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	490,000円
	戸数が300戸を超えるもの	556,000円
上記以外の場合	戸数が1戸のもの	69,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	162,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	260,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	513,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	919,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,580,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	2,923,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,177,000円
	戸数が300戸を超えるもの	5,117,000円

備考 一略一

(423)の7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
イ及びロ 一略一			
ハ 長期優良住宅維持保全計画の変更	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの 9,000円	
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの 17,000円	
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの 28,000円	
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの 46,000円	
		戸数が25戸を超え	74,000円

備考 一略一

(423)の8 一略一

(423)の9 長期優 認定計画 1,700円
 良住宅の普及の促 実施者の
 進に関する法律第 地位の承
 10条の規定に 基づ 継の承認
 く 認定計画実施者 申請手
 数の地位の承継の 承料
 認の申請に対する
 審査

(423)の10～(478) 一略一

2 一略一

の認 定の 申請 に対 する 審査	50戸以内のもの	円	
	戸数が50戸を超え	114,00	
	100戸以内のもの	0円	
	戸数が100戸を超え	193,00	
	200戸以内のもの	0円	
	戸数が200戸を超え	245,00	
	300戸以内のもの	0円	
	戸数が300戸を超え	278,00	
	るもの	0円	
	上記以	戸数が1戸のもの	34,000
	外の場		円
	合	戸数が1戸を超え	81,000
		5戸以内のもの	円
		戸数が5戸を超え	130,00
		10戸以内のもの	0円
		戸数が10戸を超え	257,00
		25戸以内のもの	0円
		戸数が25戸を超え	460,00
		50戸以内のもの	0円
	戸数が50戸を超え	790,00	
	100戸以内のもの	0円	
	戸数が100戸を超え	1,462,	
	200戸以内のもの	000円	
	戸数が200戸を超え	2,088,	
	300戸以内のもの	000円	
	戸数が300戸を超	2,558,	
	えるもの	000円	

備考 一略一

(423)の8 一略一

(423)の9 長期優 長期優良 1,700円
 良住宅の普及の促 住宅建築
 進に関する法律第 等計画等
 10条の規定に 基づ の認定を
 く 長期優良住宅建 受けた地
 築等計画又は長期 位の承継
 優良住宅維持保全 の承認申
 計画の認定を受け 請手数料
 た地位の承継の承
 認の申請に対する
 審査

(423)の10～(478) 一略一

2 一略一